# 平成30年度第1回 札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時:平成30年8月29日(水)午前10時開会

場 所:ホテルポールスター札幌 2階 セレナード

### 1. 開 会

○事務局(徳永子ども育成課長) それでは、定刻となりましたので、平成30年度第1回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

私は、子ども企画課長の徳永でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日の委員の出欠状況と会議資料について確認をさせていただきます。

まず、本日の出欠状況ですが、枝村委員、品川委員、前田委員、松田委員、山田委員、 吉田委員より欠席のご連絡をいただいております。

なお、委員の交代がございましたので、ご紹介いたします。

札幌市里親会会長の田中貞美委員が退任し、後任として岩松弘毅氏が、札幌市小学校長会会長の野寺克美委員が退任し、後任として鈴木宏亘氏が、北海道子育て支援ワーカーズ代表理事の岡田光子委員が退任し、後任として豊田直美氏が、北海道警察本部生活安全部管理官の三浦幸生委員が退任し、馬場孝司氏が新たに委員に加わっております。

本日の出席委員数は25名となっております。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。

お手元の次第に資料名を記載しております。

事前にお送りいたしました資料1から資料3のほかに、本日、資料ア、資料イ、資料ウを当日配付資料として机上配付させていただいております。

また、後ほど児童相談所から説明をさせていただきますが、児童虐待防止ハンドブック と札幌市オレンジリボン講演会の実施報告の2冊の冊子をご用意しております。

事前にお送りした資料も含めまして、今日お持ちでない方や資料の不足などはございませんでしょうか。

それでは、ここからは金子会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいた します。

### 2. 議事

○金子会長 おはようございます。

金子でございます。

前回は都合でお休みをさせていただきましたが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、ただいま事務局よりご紹介がありました札幌市里親会会長の岩松委員、札幌市小学校長会会長の鈴木委員、北海道子育て支援ワーカーズ代表理事の豊田委員、北海道警察本部生活安全部管理官の馬場委員が初参加となりますので、それぞれ簡単に自己紹介をお願いいたします。

それでは、まず、岩松委員からお願いいたします。

○岩松委員 初めまして。

岩松と言います。

今年から田中会長の後任として里親会の会長になったのですが、今日のこの場において もそうですけれども、いろいろな面で何かとわからないことがあるので、これから学習を していきながら一緒に協力してやっていければと思っております。

よろしくお願いいたします。

- ○金子会長 引き続き、鈴木委員、お願いいたします。
- ○鈴木委員 こんにちは。

札幌市小学校長会の会長をしております鈴木と申します。

日ごろから、子どもたちの心と体、安全・安心について、皆様に本当にお世話になって おります。ありがとうございます。

小学校は2学期が順調にスタートしまして、いろいろとあるのですけれども、子どもたちが元気で笑顔で学んでいるところです。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○金子会長 引き続きまして、豊田委員、お願いします。
- ○豊田委員 こんにちは。

5月に北海道子育て支援ワーカーズ代表理事に就任いたしました豊田です。

岡田からもいろいろと聞いておりますが、私たちも親に寄り添った支援というのを目指しているので、ここで勉強させていただいて、今後も活動したいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○金子会長 最後に、馬場委員、お願いいたします。
- ○馬場委員 こんにちは。

実は、私は、5年前に少年サポートセンターの所長をしておりまして、そのときに一度 委員になっております。今回は、少年の虐待業務が少年課から子供・女性安全対策課とい う新しい課に移管した関係で、2回目の委員就任であります。引き続き、よろしくお願い いたします。

○金子会長 ありがとうございました。

それでは、議事次第にのっとって、まず、2、議事の(1)に移ります。

処遇部会の審議・議決事項の除外等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(岸地域連携課長) 児童相談所地域連携課の岸でございます。

私から、処遇部会の審議・議決事項の除外等についてご説明いたします。

資料アをご覧ください。

今回のご提案内容は2点あります。

1点目は、児童の一時保護の除外についてです。

1にありますとおり、児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、または、児童の心身の状況等を把握するため、当該一時保護を開始した日から2カ

月を超えない範囲で児童の一時保護を行うことができるとされております。

2カ月を超えて、引き続き、一時保護を行うことが必要な場合で、親権者等の意に反するときは、これまでは2カ月を経過するごとに都道府県児童福祉審議会、本市の場合は子ども・子育て会議になりますが、この審議会の意見を聞かなければならなかったところであります。

本年4月2日施行の児童福祉法改正によりまして、審議会の意見を聞くという当該規定 が削除となり、今後は家庭裁判所の承認を得なければならなくなったことから、部会の審 議・議決事項から除外させていただきたく存じます。

続きまして、2点目は、被措置児童等虐待の取扱いについてです。

2にありますとおり、施設職員等から虐待を受けたと思われる児童を発見した者は児童 相談所長等に通告しなければならず、また、暴行を受けた児童本人は児童相談所等に届け ることができるとされております。

通告等を受けた児童相談所は、速やかに事実確認、虐待防止、当該児童や生活を共にする他の児童の保護を図るための適切な措置を講ずるとともに、その措置内容や当該児童の 状況等を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないとされております。

審議会においては、その報告事項について意見を述べ、特に必要があると認めるときは、 施設職員等に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができるとされております。

これまで、被措置児童等虐待については、処遇部会に報告を行ってきましたが、今回、 審議・議決事項として明確に位置付けることとさせていただきたく存じます。

今回、新たに追加する被措置児童等虐待に関する審議方法についてでありますが、処遇 部会で審議を行い、部会として決議を行った場合は、部会における決議を子ども・子育て 会議の決議としたいと考えております。

資料ア、処遇部会の審議・議決事項の除外等については以上でございます。

また、本日、皆様のお手元に、昨年度作成した二つの冊子、「児童虐待防止ハンドブック」と「札幌市オレンジリボン講演会の実施報告」を配付させていただいております。

「児童虐待防止ハンドブック」は、第2次札幌市児童相談体制強化プランの取り組みである新たなアセスメントツールの開発の一環として、昨年度、児童福祉部会の中にワーキンググループを設置して作成したものになります。

関係機関と連携して子どもと家族を支援するための連携の枠組み等について記載したものとなっており、また、子どもや家庭に関わる関係者が集まって具体的な支援を検討するための在宅支援アセスメントシートについても掲載しております。

なお、これらについては、児童福祉部会に昨年度同様のワーキンググループを設置いた しまして、今年4月からの支援の状況の検証と必要に応じた見直しを行うことといたして おります。

次に、「オレンジリボン講演会の実施報告の冊子」については、昨年11月に実施した 講演とシンポジウムの記録をまとめております。 この講演会では、過去3回の札幌市事案に関する検証報告を振り返り、今後、児童虐待防止のために地域で何ができるかを考えるというテーマを設定し、金子会長をはじめといたしまして、子ども・子育て会議から6名の委員の方にご登壇をいただきました。それぞれのお立場からの貴重な発言をまとめた記録集になりますので、是非ご覧ください。

私からは以上でございます。

○金子会長 ただいまご説明の資料ア、処遇部会の審議・議決事項の除外等についてでございますが、児童虐待については、皆様方もご承知のとおり、目黒の非常に悲惨な事件を受けて本年7月に政府が緊急総合対策を出しまして、今それが各地方に届いている段階でございます。

このハンドブックと、私や、松本副会長、梶井副会長などがご参加されている講演会の 記録は、実は政府が7月に発表したものよりもずっと先を走っており、対応としてはもっ と進んだところまで議論しているものでございますので、是非ご参考にしていただければ と思います。

それでは、ただいまの資料アのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、 どうぞお出しください。

このハンドブックについては、今見たので、すぐにはご質問やご意見が出しづらいかも しれませんが、これと記録、ただいまの説明につきまして何かございませんか。

それでは、髙橋委員、お願いします。

○髙橋委員 髙橋です。

今お話がありましたように、本年4月から家庭裁判所の承認手続に移っているのですが、 始まって数カ月たちまして、児相の方々がどんな印象を持っていらっしゃるのか、教えて いただきたいと思います。

- ○金子会長 それでは、よろしくお願いします。
- ○事務局(東相談判定一課長) 児童相談所相談判定一課の東と言います。 私からお答えします。

今年度に入ってから、数件、家庭裁判所に申し立てている案件がございます。

正直な話をすると、手続に時間と労力を要するなという感じがあります。これまで、定例で処遇部会を開かせていただいて審議していたものが、その都度、家庭裁判所に申し立てなければならないので、作文的なものと打ち合わせ、間に合うのかということがあります。

ただし、今のところ、順調に進んでいるのは事実でございます。 以上です。

- ○髙橋委員 こんなところに関心を持っているのかというような、従前の取扱いとは違う という実感みたいなものは何かないですか。
- ○事務局(東相談判定一課長) 世間の動きは意外と児童相談所向きにいろいろ捉えていただいているものですから、我々は2カ月を超えての一時保護を必要として求めている状

況がありますので、今のところスムーズに審判していただいているのかなという感じを持っています。

○金子会長 ほかにございませんか。 北川委員、どうぞ。

○北川委員 この児童虐待防止ハンドブックですけれども、障がい福祉課では4人のマネジャーが札幌市の4区の児童発達支援事業と放課後デイサービスをアウトリーチして歩く事業がありまして、昨日、その地域支援マネジャー会議というものが開かれました。その中で課題として上がっているのは、虐待を疑われる児童がいるけれども、その児童と家族にどうアプローチしていいのかがわからないとか、アセスメントが本当に正しいのかがわからないということで、昨日はそのことでかなり論議したのです。このような在宅支援のアセスメントシートは、私たち障がい児の支援のところでも使えるので、大変良いものができたと思います。

感想です。ありがとうございました。

- ○金子会長 それでは、柴田委員、お願いします。
- ○柴田委員 柴田でございます。

私も、北川委員と同じような感想を持ったのと同時に、やはり札幌市の児童虐待の非常に不幸な歴史において、皆様が言われたさまざまな中から、こういうすごくわかりやすいハンドブックができたのはすごくいいことだなと思っております。

内容も、今、ぱらぱらとめくりましたら、図解などで非常にわかりやすくなっています。 それで、お伺いしたいのは、非常にいいのですけれども、これはどこら辺まで頒布予定 なのでしょうか。例えば、私の母体は学童保育ですが、民間の共同学童保育、児童会館に 1冊ずつ置いていただけるとか、予算の関係もありますけれども、どこら辺までか聞きた いです。

- ○金子会長 それでは、児相からお願いします。
- ○事務局(岸地域連携課長) この冊子につきまして、配付先と想定しているところは、 資料22ページの3の要保護児童対策地域協議会を構成する機関からご要望がございまし たら積極的に配付させていただいたり、私どもから情報提供、説明して配付させていただ きたいと存じます。

札幌市関係機関につきましては、ほぼ配付されているところでございます。

今、お話がありました児童会館、児童デイサービス事業者などの機関の皆様からも、ご 要望がありましたら積極的に用意して配付させていただく準備はできております。

ただ、予算の関係を申し上げて申しわけないのですが、委員の皆様にお配りしている製本型のものとしてご用意できない場合はホチキス留めの形での配付になるかもしれません。いずれにしろ、こちらでご用意させていただいて配付に伺いまして、場合によってはご説明の機会も設けさせていただければと思っております。

なお、今、非常に良い評価をいただきました在宅支援アセスメントシートにつきまして

は、この冊子の20ページ、21ページに見開きで載せております。

私たちは、基本的にA3判1枚物として活用させていただいておりまして、要保護児童対策地域協議会、要対協の個別支援ケース検討会議の場で、このアセスメントシートを用いて情報を全て集約した上で、右側のエコマップをはじめとした課題を整理して具体的に支援につなげていくという形で、非常に一貫した内容で協議させていただいております。このセイフティ・スケール、危険度、安全性を判断させていただいた上で、関係機関で役割分担いたしまして見守りを行う形のシートになっております。

一番最後のページの裏面にございますが、松本先生、澤田先生、大場先生、加藤先生、 水岡先生、横山先生、若松先生という委員の皆様から非常に活発なご意見をいただきまし て、成果品としてでき上がっております。参加された委員の皆さん、本当にありがとうご ざいました。

以上でございます。

- ○金子会長 ホチキス留めというのは、例えば、こちらのオレンジリボン講演会の冊子の 形式という理解でよろしいですか。
- ○事務局(岸地域連携課長) はい。
- ○金子会長 ホチキス留めの形式で送れるということでございます。 よろしいでしょうか。

## (「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、時間の関係もありますので、資料アについては、このまま事務局 案として決めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、次に、2番目の議題でございます。

新・さっぽろ子ども未来プランの平成29年度実施状況等についてお願いいたします。 〇事務局(徳永子ども企画課長) それでは、私から、資料2-1、新・さっぽろ子ども 未来プランの平成29年度実施状況報告書<実施状況総括>(案)に基づいて説明させて いただきます。

まず、資料の2ページの上段をご覧ください。

このプランは、札幌市における子ども・子育てに関する総合的な計画といたしまして、 平成27年度から31年度までの5年間を計画期間として、その実施状況を庁内の会議で あります札幌市子どもの権利総合推進本部会議のほか、この札幌市子ども・子育て会議を 経て、市民に公表することとしております。

このプランは、四つの基本目標を定めておりまして、事業の点検評価に当たりましては、 個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定しております。

個別事業の実施状況につきましては、資料 2-2 としてお渡ししておりますが、本日は時間の都合もございますので、資料 2-1 から抜粋し、説明させていただきます。

まずは、成果指標の状況について、プラン全体の成果指標から説明をさせていただきま

す。

自分のことが好きだと思う子どもの割合は、前年度から3ポイント上昇いたしまして67.6%となっており、子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合は前年度から1.7ポイント低下し、54.4%となっております。

子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合に関しましては、この数値のもととなる アンケート結果の年代別のものを8ページに掲載しております。

こちらの調査結果を分析いたしますと、「そう思う」と「まあそう思う」と回答した人を合わせた割合は20歳代が最も低くなっておりまして、年代が上がるにつれて上昇していくという傾向となっておりますので、特に子育て世代の中心となる20代から30代、40代の方が安心して子どもを産み育てられるよう、子どもと子育て家庭を支援する取り組みをより一層進めていく必要があるものと考えております。

3ページに戻っていただきたいと思います。

3ページ以降につきましては、基本目標1から基本目標4までの成果指標に関して記載 しております。

まず、基本目標1に関しましては、子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合は、大人、子どもともに前年度と横ばいで、大人は目標値を下回っておりますが、子どもは目標値を大きく上回っておりまして、こちらは世代によって自然体験などに対する捉え方が異なっているのではないかと考えられます。

また、子どもの権利が守られていると思う人の割合は、子どもは目標値を上回っているものの、大人、子どもともに前年度と比べて低下をしていることから、いじめ・虐待防止や子どもの貧困対策などを総合的に推進し、子どもの権利侵害からの救済の取り組みを充実、強化していく必要があるものと考えられます。

次に、いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合は、少しずつではありますが、小学校、中学校、高校全てが前年度から上昇しておりまして、高校生は目標値を上回っております。

続きまして、基本目標2に関しましては、仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合は、前年度からほぼ横ばいでありまして、ワーク・ライフ・バランスの推進を行い、社会全体で一層環境を整えていく必要があります。

また、希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合は、前年度から2. 4ポイント上昇しておりますが、多様化する保育ニーズに対応していくため、引き続き、 保育サービスの充実を進めていく必要があります。

次に、妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合は、前年度から26ポイント上昇し、83.3%と目標値を大きく上回っております。

この数値のもととなるアンケート結果では、前年度より相談相手や情報収集手段がある 人の割合が増えて全体の8割強となっております。子育て支援総合センターなどでの子育 て相談や、子育てサロンの実施、また、平成29年4月に公開したさっぽろ子育で情報サイト及びさっぽろ子育てアプリによる情報発信などが相談相手や情報収集手段の一助になっているのではないかと考えられます。

続きまして、4ページ、基本目標3に関しましては、難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合は、経年変化で上昇傾向にございます。

次に、困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合は、前年度から2.4ポイント上昇しているものの、目標値を下回っておりまして、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を一層進めていく必要があるものと考えられます。

最後に、基本目標4に関しまして、市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の 割合は、65.8%と目標値を上回り、漸増傾向にございます。

次に、障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合は、前年度から低下していることから、社会全体で障がいのある子どもたちへの理解を深め、支え合う環境を整備する必要があろうと考えます。

また、今後の生活(経済的・子育で等)に不安のある母子・父子家庭の割合は、数値が低い方が良いという指標になりますけれども、前年度と比べて悪化をしておりまして、不安の解消に向けて就業支援や子育て支援など、ひとり親家庭への一層きめ細やかな支援が必要と考えられます。

以上、特に成果指標の結果が低かった施策につきましては、新・さっぽろ子ども未来プランに加えて、札幌市の中期実施計画であるまちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015の関連についても着実に実施することにより、改善を図ってまいります。

以上で、平成29年度実施状況報告書<実施状況総括>の説明を終了させていただきます。

それでは、続きまして、新・さっぽろ子ども未来プランの第5章にて定めております札幌市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について説明をさせていただきます。

資料2-3の1ページをご覧ください。

まず、教育及び保育分野に関して報告をいたします。

こちらの教育及び保育分野に関しましては、平成27年度に策定した計画を上回るニーズが出現したことから、平成28年度にニーズの再調査を実施いたしまして、その調査結果に基づき、国の基本指針が求める中間年度、平成29年度における事業計画の見直しを実施することといたしました。

見直しに当たりましては、昨年度のこの会議において、供給量の確保に当たっての考え 方などについてご審議をいただき、平成30年3月に教育・保育に関する需給計画(改訂版)として整理しております。

この計画におきましては、平成32年度当初までに教育・保育のニーズを満たす供給量を確保することとしております。

まず、1の(1)に、保育分野の需給状況をお示ししております。

資料にございます1号、2号、3号という表記につきましては、簡単ではありますが、 資料の下に説明を記載しておりますので、参考にご覧ください。

こちらの①は、保育のニーズ量の状況を記載しているものでございまして、実績値から 計画値を差し引いたものを表の右側に差として記載しております。

こちらは、2号、3号いずれも実績値が計画値を下回っている状況となっております。 これはニーズ量の計画値は、今後、保育所等を利用したいという潜在需要も含めたものと なっておりますが、ニーズ量の実績値は実際に保育の利用希望が出された人数となってい るためでございます。今後も計画値のニーズが発生すると見込み、ニーズ量を満たす供給 量の確保を行ってまいります。

次に、②では、保育の供給量の状況をお示ししております。

こちらは、実績値が計画値を上回っておりまして、計画値を超える供給量が確保できて おります。

次に、2ページの(2)に、教育分野の需給状況をお示ししております。

まず、①のニーズ量でございますが、こちらも表の右側にあります差の欄をご覧いただきますと、1号の実績値は計画値を上回っておりますが、2号の実績値は計画値を下回っております。これは2号教育のニーズが保育所や幼稚園の利用に置き替わっていることが要因として考えられます。

続きまして、②の供給量についてですが、1号の実績値は計画値を若干下回っている一方、2号は実績値が計画値を上回っており、計画値を超える供給量が確保できています。 1号の実績値が計画値を下回っている要因といたしましては、供給よりもニーズが小さいため、各幼稚園が定員を減らしたことによるものでございます。

保育・教育分野における進捗状況については以上となります。

次に、3ページの2の地域子ども・子育て支援事業の需給状況等について説明いたします。

まず、(1)についてです。

地域子ども・子育て支援事業につきましては、子ども・子育て支援法において、13の 事業が定められておりますが、そのうち、二つの事業について、計画の策定段階で国の動 向を踏まえながら実施に向けて検討することとなっておりまして記載がございません。そ のため、記載されていない二つの事業について、この場で事業内容と実施状況をそれぞれ ご報告させていただきます。

まず、①の多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業については、平成27年度から実施しておりますが、平成29年度は新たに認可施設に参入した28施設全てに対して相談、助言などの支援を行っております。

また、②の実費徴収に係る補足給付を行う事業については、平成28年度から実施し、 生活保護世帯の副食材料費や文房具などの購入に係る費用などを補助しております。 新・さっぽろ子ども未来プランに記載されていない二つの事業の実施状況については以上でございます。

最後に、4ページの(2)におきまして、新・さっぽろ子ども未来プランに記載されている各種事業の進捗状況を説明させていただきます。

まず、総論といたしましては、4ページの①のニーズ量、5ページの②の供給量、ともに計画値と実績値では差が生じておりますけれども、現時点におきましては、全ての事業において、①のニーズ量の実績値を②の供給量の実績値が上回っているか、あるいは、実態として充足している状況となっていることをご報告させていただきます。

4ページの①のニーズ量の表をご覧ください。

表の右から2列目のCの欄におきまして、実績値と計画値の差をお示ししており、その 差の説明を一番右端のCの説明という欄において、片仮名でア、イ、ウ、エの四つ類型と して記載しております。

そして、ページの下に、米印2といたしまして、それぞれの注釈をつけております。

まず、端的に申し上げますと、アは、計画策定時のニーズは実態より多く、最大量で算出されていることにより、差が生じているというものでございます。計画値として計上しているニーズ量は、原則として国から示された手引などに基づき、算出したものでございますが、この算出方法は利用希望者がほぼ毎日利用するという前提で構築されていることから、ここで実態との差が生じているものと推測されます。

次に、イでございますが、ナンバー10からナンバー12の3事業が該当します。これらの事業は、そのニーズ量に合わせて全ての利用対象者にサービスを供給しておりますので、計画値が増減してもサービスは対象者全てに実施される内容のものとなっております。そのため、4ページのニーズ量と5ページの供給量はそれぞれ一致しております。

次に、ウ、エでございますが、これはイと異なりまして、ニーズ量イコール供給量となるものではありませんが、利用希望者は全て利用できている状況になっております。

次に、5ページの②の供給量の表をご覧いただきますと、こちらも表の右側にあるFの欄において、実績値と計画値の差をお示ししており、その差の説明を一番右端のFの説明の欄におきまして、オ、カ、キ、クの四つの類型として記載し、こちらも下に米印2として注釈をつけております。

このオ、カ、キ、クのいずれも内容は記載しているとおりですけれども、簡潔に申し上げますと、オは、計画どおりの供給量は確保できていないものの、ニーズを上回る供給は確保できている事業、カは、計画を上回る供給量を確保し、かつ、ニーズも上回っている事業、キは、ナンバー10からナンバー12の3事業が該当いたしますが、実際のニーズ量と同じ量の供給をしている事業、クのナンバー3、放課後児童健全育成事業につきましては、計画を上回る供給量を確保しておりますが、ニーズが供給を上回っております。しかし、小学校の特別教室を借用するなど、実態としては充足しているものでございます。

なお、施設単位で発生している過密化につきましては、解消を図るべく対応を行ってい

るところでございます。

いずれも、基本的に供給体制としては整っている状況となっております。

以上、札幌市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について説明をさせていただきました。

最後に、報告といたしまして、本日、配付させていただきました資料イを用いて、新・ さっぽろ子ども未来プランの改定について説明をさせていただきます。

これまで説明してまいりました新・さっぽろ子ども未来プランにつきましては、来年度 をもって5年の計画期間が満了となります。

資料の中段をご覧ください。

新・さっぽろ子ども未来プランは、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間 として平成27年3月に策定をいたしました。

このプランには、主に三つの計画を含んでおります。

まず、一つ目が急速な少子化を背景といたしました次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、二つ目が子どもの権利の保障を進めるための札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく札幌市子どもの権利に関する推進計画、三つ目が幼児期における学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、以上の三つのほか、国の放課後子ども総合プランに基づく放課後子どもプランや、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、また、児童福祉法に基づく市町村整備計画も包含した計画となっております。

2020年度以降の後継の計画につきましては、現在の新・さっぽろ子ども未来プランの枠組みを基本といたしまして、子どもをめぐる新たな課題に対応する施策等を盛り込んだものとして来年度中に策定することを予定しております。

プランの改定に向けた今後の予定でございます。

下段にございます2の今後の予定をご覧ください。

まず、今年11月から12月にかけて、子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施いたします。このニーズ調査につきましては、8月24日付けで内閣府から発出された子ども・子育て支援事業計画部分の策定に係る考え方を踏まえまして、現在のプラン策定時に実施した5年前の調査を参考にしながら調査を実施いたします。

その後、調査結果を集計整理いたしまして、来年春ごろに予定される子ども・子育て会議におきまして、委員の皆様にニーズ調査の結果について報告をさせていただきたいと考えております。

その後、次期プランについて、委員の皆様にご審議をいただきまして、来年度末までに 新たなプランを策定することを予定しております。そのため、来年度は何かとお時間を頂 戴することもあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

- ○金子会長 今、議事の(2)の①②③の三つ全部を説明していただきました。 それぞれどこからでもよろしいので、ご意見、ご質問がございましたらお出しください。 いかがでしょうか。
- ○正岡委員 札幌医科大学の正岡です。よろしくお願いします。

資料2-1の3ページの基本目標2の成果指標2-3の妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や云々ですが、平成29年度は目標値を大きく超えてジャンプアップしていると思います。説明にもあったのですが、その背景には子育て支援総合センター等での子育て相談や育児サロン等と書いてあります。資料2-2の詳しい内容を見ますと、子育てサロンの設置数は、常設、地域主体も含めて数は変わっていないですが、子育てサロンがこの数値を大きく上げた背景には何があるとお考えなのか、数に表れない工夫が何かあるのかなと思いましたので、その辺を教えていただければと思います。

- ○金子会長 子育てサロンですが、いかがでしょうか。
- ○事務局(田村子育て支援推進担当課長) 子育て支援部子育て支援推進担当課長の田村 と申します。

子育てサロンでの相談などは、子育て支援総合センターも含めて、これまでどおりの活動を続けておりまして、恐らく数値が大幅に上がった直接的な原因は、やはり子育て情報サイトと子育てアプリの運用開始で、情報へかなりアクセスしやすくなったという部分が一番大きいのではないかと考えております。

○正岡委員 ありがとうございます。

私も子育てアプリに実際にアクセスしてみたのですが、こちらには相談機能はなくて情報発信機能だけですよね。札幌市にかなり特化したものが詳細に載せられているので、そちらのほうが大きいのかなと推察しながら、質問させていただきました。

- ○金子会長 ほかにございませんでしょうか。巽委員、お願いします。
- ○巽委員 資料2-1の8ページで、子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合がちょうど子育て世代の20代から30代ぐらいの方が一番少ないという結果があるのですが、今の報告を見ていますと全体的に目標値を達していると受け取ったのです。そうだとしたら、これが低い原因の分析ができているのかが1点です。

資料2-3で、保育所のニーズと供給量という説明がありましたが、これに対して供給量は達しているという報告でした。それでは、現在、預けたいという親がいた場合に、実際にきちんと預けられるような状況になっているのかどうかをお聞きしたいです。

- ○金子会長 達成度の調査の読み方と預けられるかどうかの2点についていかがでしょうか。
- ○事務局(徳永子ども企画課長) それでは、まず、一つ目について、私からお答えさせていただきます。

子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合は、やはり私どもも、毎年、上がった、

下がったというふうに大変気になる数字でございます。今回、こちらの子どもを生み育てやすい環境だと「そう思う」、「まあそう思う」と回答していただいた方のうち、20代、30代の若い方は割と低い数字として出てきてしまっております。それで、こちらの資料にはございませんけれども、別の設問で、希望に応じた保育サービスを利用「できた」か、「できなかった」かといった設問もございましたので、そちらとクロス集計したものを分析いたしました。保育サービスを利用「できた」方と「できなかった」方に分けますと、利用できた方は子どもを生み育てやすい環境と「そう思う」、「まあそう思う」とつけられた方が多くて、利用できなかったと回答された方は生み育てやすい環境について、「余りそう思わない」、「全くそう思わない」というふうにつけた方が多かったです。やはり、ご自分のそのときの状況や経験が回答に反映したものと分析いたしました。

こちらは、保育所や認定こども園ももちろん大きいですし、そのほかにも預かり保育や病児保育など、いろいろなものを含めた回答というふうに捉えております。やはり、そういった子育てを支援するようなサービスは充実していく必要があると考えたところでございます。

まず、一つ目は以上でございます。

- ○金子会長 もう一つはいかがでしょうか。
- ○事務局(伊藤保育推進担当課長) 保育推進担当課長の伊藤と申します。

保育のニーズと計画値のご質問で、供給が足りているのであれば、現在の申込者が自由 に希望するところに入れる状況になっているのかという趣旨のご質問かと思います。

資料2-3の保育のニーズ量・供給量では、ニーズ量については、潜在部分も含んでの計画でございますので、実際にはそこまでのニーズは表れていなかった、また、供給については、計画値を達成しているということでございます。ここの計画値につきましては、行政区ごとに必要なニーズ量を推計しまして、どれぐらい足りていないのかということをもとに供給計画を定めているところでございます。

一方、具体的な保育の利用に当たりましては、必ずしも区の大きな範囲で利用できるわけではなくて、恐らくもう少し小さい範囲の中で、現実的に利用できる、できないというのは個々に決まってくる状況がございます。

したがいまして、札幌市では、平成30年4月1日現在の待機児童の発表数値におきましては、国定義のかなり厳密に定義づけられた部分でいきますとゼロになっております。 一方、国定義によらないけれども、保育所を希望して待っている状態の方は1,900人ほどいる状況にございます。こちらは、やはり具体的な利用に当たってさまざまなニーズがございますので、それに対して利用できる、できないということで、待たれている方がまだまだいらっしゃるということでございます。

私どもも、例えば、保育所を整備するに当たって、適正配置ということで、小学校区ご との狭い範囲で必要度を出しましてホームページなどで公開してそちらに事業者を誘導す る、あるいは、保育園だけではなくて幼稚園の一時預かりも情報提供しまして、何とか利 用者のニーズに沿うような形で保育が受けられるように進めているところでございます。 以上でございます。

- ○金子会長 巽委員、よろしいですか。
- ○巽委員 先ほど説明があったように、保育サービスというのは若い世代にとって一番重要なことで、預けられないと生活に困ってしまうような方もいらっしゃるので、それが数値上で達しているという観点からではなく、やはりそれぞれの人やニーズを見て目標を設定してもらいたいと思います。

以上です。

- ○金子会長 それでは、ほかにございませんか。北川委員、お願いします。
- ○北川委員 資料2-1の4ページ目の障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合が大変低かったということで、ここをどう考えるかということだと思います。

札幌市としては、乳幼児健診やさっぽ・こども広場など本当に手厚く支援している部分と、児童発達支援事業、放課後デイサービスの中での家族支援がどうなっているのか、また、保育園になかなか入れなかったり、特に医療的ケアのある子どもたちが断れられている状況があります。

やはり、障がいのある子を授かって、子どもは本当に大切で、お母さん、お父さんも一般の子どもに比べると子育でがとても大変ですから、そこら辺の家族支援、子育で支援のサポートを充実していく必要が本当にあると思いました。そのためには、札幌市の大切な子どもということで、障がい施策だけではなく、保育園や幼稚園、学校、みんなで連携しないといけないなとこの数値結果から思いました。

もちろん、私たち自立支援協議会子ども部会としても努力していかないといけないなと 思うのですけれども、札幌市としてこの辺はどのようにお考えでしょうか。

- ○事務局(徳永子ども企画課長) こちらは、調査の対象数なども数値的に小さいものとなってしまいますので、詳しい分析というものは余りできておりませんけれども、おっしゃられるように、障がいのある子どもご本人やご家族がいろいろと大変な中で子育てをしていく、でも、本当にかけがえのない子どもで、まちのみんなと暮らしやすいまちの中で育っていっていただきたいと考えております。こちらの子ども未来局で関わる施策や障がい福祉の分野ももちろんですけれども、札幌市の各部署がいろいろなところで連携しながら、障がいのある子どもにとって暮らしやすいまちを目指してやっていかなければならないと考えております。
- ○金子会長 それでは、松本副会長、お願いします。
- ○松本副会長 全体を通してですが、何々だと思う割合とあるのは、成果指標の指標達成 度調査をされているのですね。

まず、確認ですが、8ページの1,566名というのは、18歳以上の全年齢の方を抽

出してされているものと考えてよろしいですか。

○事務局(徳永子ども企画課長) 札幌市内の満18歳以上の男女の個人4,000人に調査票を無作為抽出で郵送いたしまして、その中から大体4割程度、1,566名が回答されたものとなっており、これは毎年調査をされているものでございます。

○松本副会長 わかりました。

それで、これは平成31年度末に改定されるので、来年度から改定作業に入るということですから、そのときに是非ご検討いただきたいという意見でございます。

一つは、成果指標で、例えば、何々をしやすい環境だと思う人の割合というものが主ですけれども、これは大変大きな包括的なものでありまして、どの施策の評価をしていることになるのか、施策の評価と結びつきにくいことがあると思うのです。ですから、こうした総括的なものと、もう一つ、具体的な施策がここにはね返るというふうに、個々の施策の評価ができるようなものを織り込むような工夫が必要だろうということが1点でございます。

もう一つは、いわゆる全体の人口を反映しているような意見、評価というのは大事だと思うのですけれども、そういうふうになりますと、ひとり親世帯では、具体的には4ページの4の3の今後の生活に不安のある母子・父子家庭の割合ですが、母子世帯と父子世帯の母数はかなり小さいと思うのです。恐らく数十、父子世帯だと十幾つだと思いますので、これはかなり変動が出てくるのはむしろ当然で、もちろん目標値が80%で良いのかという問題もあるのですが、ほかにもいろいろと数字の見方で難しいところがあります。この目標値、施策を評価するときの評価の指標と方法について、もう一度きちんと議論をし直す、あるいは、見直すことを次の計画の策定時の議論に是非盛り込んでいただきたいということであります。

これは意見であります。

以上です。

○金子会長 意識調査の評価データだけでは成果指標になりにくいところもあるだろうということは、我々調査をやっている人間からするとそのとおりですから、可能な限り具体的なところも入れてくださいというご提言だったと思います。

それでは、時間の都合もありますので、次の(3)番目の各部会の決議状況についてご報告を頂戴いたします。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) 資料3によりまして、認可・確認部会の決議状況についてご説明いたします。

前回1月の子ども・子育て会議の後から現在までに開催いたしました認可・確認部会の決議状況をご報告いたします。

表に記載しておりますとおり、2回の認可・確認部会を開催しておりまして、決議状況 につきましては、表の上段、3月に開催いたしました認可・確認部会では、認定こども園 や保育所、地域型保育事業の利用定員の設定及び認可等に関する計画についてご審議をい ただきまして、承認をいただいたところでございます。

また、表の下段でございます。

7月に開催いたしました認可・確認部会におきましては、保育所、地域型保育事業の利用定員の設定及び認可等に関する計画についてご審議いただき、承認をいただいたところでございます。

認可・確認部会の決議状況については以上でございます。

○事務局(東相談判定一課長) それでは、私から、資料ウについてご説明させていただきたいと思います。

資料ウをご覧ください。

次に、2番の処遇部会です。

児童福祉部会における里親の認定及び処遇部会における2カ月を超える一時保護等についてご説明いたします。

まず、1番にあります児童福祉部会についてですが、前回会議以降、3月7日、6月2 8日、8月27日に開催しております。

このうち、3月7日の開催分につきましては、里親の新規認定については27組、さらに、みなし養子縁組里親の登録継続については15組がそれぞれ承認されたところです。

みなし養子縁組里親についてですが、これまで、養子縁組里親の登録は研修の義務づけがございませんでした。しかし、平成28年の法改正によりまして研修が義務づけられまして、養子縁組として登録を継続したいという里親については、研修を受講していただきまして、15組が承認されたところでございます。

さらに、6月28日の開催については、一組が承認されました。こちらは親族里親、お孫さんを見たいということで1件の申し出がありましたので、審議いただいたところです。 さらに、先日、8月27日については、新規の里親が21組承認されたところです。

冒頭に岸からご説明いたしまして、髙橋委員からもご質問をいただきましたが、親権者の同意を得られない場合の2カ月を超える一時保護については、これまで処遇部会で審議いただいたところでしたが、法改正により、この4月から家庭裁判所に申し立てることになりました。

それ以降、新年度に入りまして、1回、6月28日に開催されております。

議決事項は特にありませんでしたが、被措置児童等の虐待に関する通報が3件ございました。こちらはいずれもファミリーホームに対しての通報だったのですけれども、こちらで調査した結果、いずれも虐待の事実はないという報告をさせていただいたところです。

資料ウにつきましては以上でございます。

○金子会長 それでは、資料3と資料ウにつきまして、ご質問、ご意見はございませんで しょうか。

(「なし」と発言する者あり)

#### 3. その他

- ○金子会長 それでは、その他ということで、事務局から何かございませんか。
- ○事務局(徳永子ども企画課長) 事務局からの報告は特にございません。
- ○金子会長 それでは、全体として何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。 柴田委員、どうぞ。
- ○柴田委員 先ほど時間がなくて質問できなかったのですけれども、この次の子ども・子育て会議のときに是非市からご返答いただきたいことがあります。

何人かの委員の方がご指摘しているとおり、資料2-1の子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合がマイナスになっていることは大変な問題だと思います。そして、札幌市の出生率が上がっていれば施策は上向きだということになるのですけれども、ご存じのとおり、図解で示されているように下がっています。それについて、今後の取り組みも含めてアンケートをとられると言っていましたけれども、前にアンケートをとったときの結果を親たちは随分と期待したのです。ところが、それが施策に反映されていません。ということは、出生率に反映されていないということです。今までの施策と今後のアンケートについて、この次に是非ご回答をいただければと思います。

○金子会長 宿題ですね。

それでは、ほかにございませんか。

内山委員、お願いします。

〇内山委員 資料 2-1 の 1 5ページの算数に一ご一プロジェクトに対して、個人的な意見ですが、デメリットを 4 点感じております。

1点目は、私は、横浜市で教員をしていたことがあるのですが、自分で選択する習熟度 別でこういうことをやっておりました。それだったら効果があると思うのですけれども、 今、実際に市ではランダムにグループ分けがされている状態です。

2点目は、高学年では他クラスと混ざっての話し合いがしづらいという声もあります。

3点目は、にーごープロジェクトの板書計画などの資料を先生方が急いでつくられたので、ねらいが書かれていなかったり、使いづらいという声も現場で聞かれます。

4点目は、非常勤教諭がご退職教員ということもあって、子どもとの距離感が多分にあり、逆に、子どもたちが算数の時間が楽しめなくなるという例も少なくないというのを耳にしております。

現場でも声が上がっているのですが、少人数よりはTTのほうが効果は上がるのではないかという声が聞かれます。

あとは、加配教員を増やして学校裁量で任せるとかがありますが、私の実感として加配教員の熱意が見えづらいという現状もあるので、TTとして覚悟を決めて学校に来ている学びのサポーターなどの時数を増やしたり、待遇を上げたりするほうが効果は上がるのではないかと個人的な意見として持っています。

以上です。

○金子会長 特に回答はよろしいですね。

それでは、時間も来ましたので、本日の会議はこれで終わらせていただきます。 事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いします。

## 4. 閉 会

○事務局(徳永子ども企画課長) それでは、これで、本日の子ども・子育て会議を終了 させていただきます。

次回の会議につきましては、冬から平成31年春ごろを予定しておりますが、詳細な日程は、別途、事務局よりご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。 本日は、誠にありがとうございました。

以 上

(会議録について発言者内容確認済み)